

令和7年度 第1回 おいらせ町自治推進委員会

と き 令和7年5月27日(火)

13時30分～

ところ 本庁舎3階 第2委員会室

..... 次 第

1 開 会

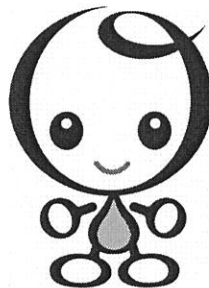
委員長あいさつ

2 案 件

- (1) 前年度検証結果について
- (2) 今年度の活動予定

3 そ の 他

4 閉 会



おいらせ町自治推進委員会

おいらせ町自治推進委員会 委員名簿

選出区分・所属	役職	氏 名
(自治に識見を有する者) 元おいらせ町自治基本条例策定委員会 会長 前おいらせ町自治推進委員会 委員長	◎	福 原 仁 一
(町内全域を活動範囲としている団体の 推薦する者) おいらせ町民生委員・児童委員協議会選出		竹 内 かつ子
(町内全域を活動範囲としている団体の 推薦する者) おいらせ町連合婦人会選出		吉 田 絹 恵
(公募者)		道 川 正
(公募者)		花 岸 隆
(公募者)		高 橋 恵 里

◎…委員長、○…副委員長

任期 : 令和6年5月1日 から 2年間

事務局 (まちづくり防災課)	職 名	氏 名
	課 長	久保田 優治
	課長補佐	田中 繁幸
	主任主査	袴田 健裕

2. 案件

(1) 前年度検証結果について

令和6年度自治基本条例の運用状況検証結果報告書及び広報5月号記事

…… 資料1

※検証結果等は、令和7年広報5月号に掲載しています。

(2) 今年度の活動予定

①今年度の検証作業について …… 資料2・3

検証計画に基づき「議会」と「行政」の取組を検証します。

自治基本条例（逐条解説付き）（抜粋）（「議会」部分）

（議会の役割と責任）

第19条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第19条】

町の意思決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

（議会の運営）

第20条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議

会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

(議員の責任)

第 21 条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

(開かれた議会)

第 35 条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

②令和7年度開催スケジュール

回次	年月日	時間	内容
1	令和 7年 5月27日 (火)	13:30	振り返り
2	令和 7年 7月15日 (火)	13:30	検証①
3	令和 7年10月14日 (火)		検証②
4	令和 8年 1月20日 (火)		意見まとめ
5	令和 8年 3月17日 (火)		報告書完成

3 その他

参考 第2回定例会日程について

6月5日(木)	開会
6月6日(金)～8日(日)	休会
6月9日(月)～	一般質問、議案審議